

部落差別解消推進法 の意義と課題

瀬戸会館 指導員 小西 裕久

「部落」「同和」など言葉の問題

明治20年代、市町村合併が全国で行われ、新たに誕生した村と古くからの村を区別して、後者を「部落」と呼ぶ。かつての差別された人々の集落を「特殊部落」と呼ぶ。戦後、「被差別部落」呼ぶようになる。

「同和問題」という言葉は、「部落問題」の行政側の表現。

同和対策審議会答申では、「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」と述べている。

「部落」の語は、研究・運動の用語。「同和」は、行政用語。但し、2016年の「部落差別解消推進法」で初めて、「部落差別」を明記。

GHQによる日本国憲法草案

1947年2月13日

Article XIII.

All natural persons are equal before the law. No discrimination shall be authorized or tolerated in political, economic or social relations on account of race, creed, sex, **social status**, **caste** or national origin.

社会的身分 門 地

日本国憲法

公布1946年11月3日 施行1947年5月3日

第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、**社会的身分**又は**門地**により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

社会的身分と門地

憲法の定義集を見ると、

「門地」=家系・血統等の家柄を示す。明治憲法下で存在した皇族・華族・士族・平民等の制度が門地による差別の一例。

「社会的身分」=人が社会において占めている地位のこと。(自分の意志で変えられない社会的な地位)

同対審答申の意義

- 1965年8月11日に出された政府審議会の答申は、
部落差別の解消は「国民的な課題」であり、「国の責務である」と明記したもの
- 答申は50年以上前のもので、状況は大きく変わったが、これは**政府が「部落問題の解決を国策として取り組む」ことを初めて確認した歴史的な文書**

同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

同対審答申から部落差別解消推進法までの経緯

1965(S40)年 8月	同和対策審議会答申 「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」
1969(S44)年 7月	「同和対策事業特別措置法」(同対法)の公布【10年時限立法】
1978(S53)年11月	「同和対策事業特別措置法の一部改正法」の公布【3年延長】
1982(S57)年 4月	「地域改善対策特別措置法」(地対法)の施行【5年の時限立法】 地域改善対策協議会の設置(同和対策協議会の廃止)
1987(S62)年 4月	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)の施行【5年の時限立法】
1992(H4)年 3月	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案」(地対財特法)【5年延長】
1997(H9)年 3月	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案」(地対財特法)【5年延長】 地域改善対策協議会廃止
2000(H12)年12月	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
2002(H14)年 3月	特別対策による同和対策が終了【33年間】
2016(H28)年12月	「部落差別の解消の推進に向けた法律案」公布・施行

部落差別解消推進法の意義

① 法律で「部落差別」という名称を初めて用いたこと

国・自治体が用いてきた「同和問題」「同和地区」「同和関係住民」「同和対策」「地域改善対策」などの用語に対して法律で初めて「部落差別」という名称を用いた意義。

② 部落問題に関する法的空白が解消されたこと

(14年9ヶ月)部落問題の法的空白が解消、恒久法…時限立法ではない。

③ 部落差別の存在を認知したこと

現在もなお部落差別が存在していることの意義を認め、部落差別は許されないものであるとの認識を明確にした意義は特筆される。

④ 「部落差別のない社会の実現」を初めて法律で明記したこと

⑤ 「部落差別の解消に関する施策の実施」を国及び地方公共団体の責務としたこと

⑥ 相談体制の充実を打ち出したこと

⑦ 部落問題に関する教育及び啓発の実施を明記したこと。

⑧ 実態に係る調査の実施を明記したこと

部落差別解消推進法の課題

- ① あくまで理念法であり、国の財政出動は望めない。
- ② 悪質な部落差別に対する禁止規定がない。
- ③ 国の責務は、地方が施策を推進するための情報提供、指導・助言を行うことであることに限定されている。
- ④ 地方は、相談体制の充実(第4条)、教育及び啓発(第5条)、実態調査(第6条)のすべてを努力義務とした。
- ⑤ 「人権教育・啓発法」と教育及び啓発(第5条)との関連をどう位置付けるか。
- ⑥ 実態調査(第6条)がどの程度の内容で行われるのか。